

# 1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	問題提起者からのコメント	所管省庁からのコメント	備考
<b>1. 食品衛生</b>						
<b>(2) 検査の簡素化等</b>						
7 (生のビスタチオナツ)	厚 40102	輸入時におけるアフラトキシン検査の取り扱いについて、平成9年度中を目途に検討する。	生産・加工における保管、貯蔵等の状態等について現在調査中であり、平成9年度の調査結果等と合わせて検討し、平成10年度に結論を出す予定。	平成9年度中を目途に検討すべきである」との検討結果であったが、全く改善の兆しが見られない。現状では、同検査に5日間要しており、土、日・祭日が入るとさらに時間がかかる。[東京商工会議所]	今年度中に当該要望が実施可能かどうか結論を出すべく検討を進めており、現在、生産・加工・貯蔵方法、輸入・検査実績の調査を実施しているところである。	○
<b>(3) 表示制度</b>						
2 (日付表示)	厚農 (公取) 00101 90422	食品日付表示について、基本的に製造年月日表示に代えて期限表示制度を導入するべく検討を進め早急に結論を得る。	平成6年12月、厚生省は食品衛生調査会の諮問を経て、厚生省令等について、農林水産省は、農林物資規格調査会への諮問を経て、JAS規格、品質表示基準について、製造年月日等を期限表示に切り換える旨の改正を行った。	日付表示問題自体は解決をみたものの、流通小売分野における輸入障壁的な商慣行がいまだに存在するため、これらの調査をOTOに要望する。また、流通分野に関する公正取引委員会の1991年ガイドラインは現在の市場の実態とかみ合っており、改められる必要があり、同ガイドラインと関連諸規制を見直すべきである。[日米国商工会議所]	現時点において、1991年のガイドラインと現在の市場の実態とかみ合っていないとの認識は有しておらず、同ガイドラインを改正する必要はないと考える。[公正取引委員会]	